

京都市告示第 95 号

京都市水路等管理条例第3条第1号の規定に基づき、水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年6月13日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	岩倉水0121号	左京区岩倉村松町69番地地先 同町76番地の1地先	

(建設局道路部道路明示課)